

2015年3月9日現在

改定出入国管理法は今年1月1日より施行されます。

2014年11月6日 人力資源社会保障部、外交部、公安部、文化部は

{外国人短期終了業務} のために入国に関する処理手続きを発表し

今年1月1日より施行されました。

細部に関する規定は 未確定なことがあります、特に下記の点ご注意ください。

1) 日本人に対する 15日以内のビザ免除制度は 観光に限定され、業務目的で

入国する方は業務ビザの取得が必要となりました。

頻繁に中国に入国される方が 観光目的と申告しても業務目的と判断され ビザを取得していない場合 上海、北京、大連などは 5000-8000元の 罰金を払わされたとの話を聞くようになりました。各地方主管による処理も異なっておりますが方向としては取締りが厳しくなることが予想されますので 頻繁に訪中される方は

期限が比較的長いマルチビザ (M) 取得することをお勧めいたします。

2) 招聘状：すべての業務ビザは招聘状が必要ですが、目的が 技術、管理、科学研究等の指導と記入すると短期Zビザ取得を要求されます。(短期Zビザ取得には中国政府からの短期工作証が必要です。) したがって目的に業務商談、市場調査、商品検品、機械設置、調整などのうち ひとつを選んで 記入してください。

また必ず 中国企業の法人印、及び責任者の署名 お忘れないようにお願いいたします。